(二)　厚生労働大臣は、6の(一)の認定に係る第二種計画(一)による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「第二種認定計画」という。)が6の(三)の(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。(第七条第二項関係)

8　労働契約法の特例

(一)　第一種認定事業主と当該第一種認定事業主が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第一八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「5の(二)に規定する第一種認定計画に記載された2の(三)の(1)に規定する特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間（当該期間が一〇年を超える場合にあっては、一〇年）」とすることとした。(第八条第一項関係)

(二)　第二種認定事業主と当該第二種認定事業主が雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第一八条第一項の規定の適用については、定年後引き続いて当該第二種認定事業主に雇用されている期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しないこととした。(第八条第二項関係)

9　援助

国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めることとした。(第九条関係)

10　指導及び助言

厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二種認定計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。(第一〇条関係)

11　報告の徴収

厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画に記載された4の(二)の(2)若しくは(3)に掲げる事項又は第二種認定計画に記載された6の(二)の(1)若しくは(2)に掲げる事項の実施状況について報告を求めることができることとした。(第一一条関係)

12　適用除外

(一)　この法律は、国家公務員、地方公務員及び船員については、適用しないこととした。(第一二条第一項関係)

(二)　この法律は、同居の親族のみを使用する事業については、適用しないこととした。(第一二条第二項関係)

13　権限の委任

(一)　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができることとした。(第一三条第一項関係)

(二)　(一)の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができることとした。(第一三条第二項関係)

14　厚生労働省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。(第一四条関係)

15　附則

(一)　施行前の準備

(1)　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、3の(一)から(三)までの例により、基本指針を定めることができることとした。(附則第二条第一項関係)

(2)　厚生労働大臣は、(1)により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。(附則第二条第二項関係)

(3)　(1)により定められた基本指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において3の(一)から(三)までにより定められた基本指針とみなすこととした。(附則第二条第三項関係)

(二)　経過措置

(1)　特定有期雇用労働者であって施行日前に労働契約法第一八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることになった者に係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例によることとした。(附則第三条関係)

(2)　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとした。(附則第六条関係)

(三)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第三七八号）(警察庁)

1　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一三一号）の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習時間を定めることとした。(第一七条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七九号）(農林水産省)

1　外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一九号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の規定を整理することとした。

2　この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）(経済産業省)

1　特定熱損失防止建築材料

サッシ及び複層ガラスを特定熱損失防止建築材料に追加することとした。(第二三条の二関係)

2　特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件

特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、サッシについては九万四、〇〇〇窓以上、複層ガラスについては一一万平方メートル以上とすることとした。(第二三条の三関係)

3　施行期日

この政令は、平成二六年一一月三〇日から施行することとした。

◇まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令（政令第三八一号）(内閣官房)

まち・ひと・しごと創生法（平成二六年法律第一三六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二六年一二月二日とすることとした。